

介護職員等特定処遇改善加算

「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善につきましては、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

当該加算を受けるためには、以下要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について「資格の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

加算算定状況

介護サービス施設・事業所	介護サービス種別名	特定加算の算定状況	現行加算の算定状況
三橋リハビリテーションセンター	地域密着型通所介護	加算Ⅱ	加算Ⅰ

職場環境要点の提示について

見える化要件のに基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示致します。

	職場環境要件項目	当法人としての取組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	各種研修の受講支援および研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員を確保している。
労働環境 処遇の改善	ミーティング等による職員内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	月1回スタッフミーティングを行い、勤務環境やケア内容の改善を図っている
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	年1回の健康診断の実施、職員休憩室・分煙スペース等の整備を行っている
その他	職員本位による有給休暇の積極的利用の推進	積極的に有給休暇を取得しやすい環境を作っている。